

介護保険料の段階及び保険料年額（令和7年度）

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が市（区町村）民税非課税で、①老齢福祉年金を受給している方 または、②前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万9千円以下の方	0.285	23,300円
第2段階	世帯全員が市（区町村）民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万9千円超かつ120万円以下の方	0.485	39,700円
第3段階	世帯全員が市（区町村）民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が120万円超の方	0.685	56,000円
第4段階	世帯に市（区町村）民税課税者がいるが、本人は市（区町村）民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万9千円以下の方	0.85	69,600円
第5段階	世帯に市（区町村）民税課税者がいるが、本人は市（区町村）民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万9千円超の方	1.00	81,800円
第6段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.10	90,000円
第7段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	106,400円
第8段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	122,800円
第9段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	139,200円
第10段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.90	155,500円
第11段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.10	171,900円
第12段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.30	188,300円
第13段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.50	204,700円

※基準額（年額）：81,890円 保険料年額は基準額（年額）81,890円×基準額に対する割合で算定しています（100円未満切捨て）。

基準額（月額）：6,824円（年額÷12か月）

※第1～3段階については、公費により保険料の軽減を行っています。

※老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※合計所得金額

- ・収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ・第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した額となります。
- ・第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額となります。
- ・土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」を控除した額となります。